

(2) 報告 ③

北海道における国保事業費納付金仮算定による保険料の状況について

1 国保事業費納付金及び今回の仮算定の趣旨

- 国民健康保険制度は平成 30 年度から新たな制度に移行し、北海道が算定する市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の額が、各市町村の保険料決定の基礎となる。
- 納付金制度の導入により、現在異なっている市町村の保険料を平均的な水準に近づけていく。
- 今回の仮算定は、新たな制度への移行準備の一環として、一定の条件下、納付金と各市町村の保険料とを比較することにより、保険料の変化の傾向を把握し、納付金の算定方法や激変緩和措置の対象範囲等を市町村と協議する際の参考とするもの。

2 納付金仮算定結果の保険料への影響(概要)

① 保険料試算について(モデル世帯の保険料)

給与収入約 360 万円（所得 233 万円）の夫婦 2 人世帯で試算。

<全道平均>

- 平成 28 年度保険料率による保険料 364,942 円
- 標準保険料による算定(仮試算結果) 370,943 円 6,001 円増 1.6%増

<室蘭市>

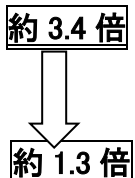
- 平成 28 年度保険料率による保険料 400,900 円
- 標準保険料による算定(仮試算結果) 378,200 円 22,700 円減 5.7%減

② 個別市町村の状況(激変緩和措置をしない場合)

仮試算で増加した市町村 9 3 市町村
 内増加率 30%以上 2 0 町村（最増 幌加内町+126.0%+208,700 円）

仮試算で減少した市町村 8 2 市町村
 内減少率 30%以上 2 市町（最減 天塩町△33.1%△188,700 円）

平成 28 年度保険料率で最高額	天塩町	569,600 円	
平成 28 年度保険料率で最安額	幌加内町	165,600 円	(格差) 約 3.4 倍
標準保険料仮試算による最高額	増毛町	435,600 円	
標準保険料仮試算による最安額	ニセコ町	334,700 円	(格差) 約 1.3 倍



③ 主な保険料の変動理由

- ・ 全道平均と比べて当該市町村の国保加入者の所得が高い場合は増加し、低い場合は減少するため。
- ・ 市町村ごとへの交付金が北海道への一括交付となって、全道の保険料を引き下げる財源となり、従来の交付金との差し引きで、各市町村の財源が増減するため。
- ・ 国保会計の赤字補填などとして、一般会計から法定外の繰入れで保険料が抑えられていたため。

3 今後の主なスケジュール(予定)

- | | |
|--------------------|---|
| ○平成 28 年 11 月中旬 | 市町村に納付金仮算定結果を説明、意見聴取
他都府県納付金仮算定
北海道国民健康保険運営協議会の開催 |
| ○平成 28 年 11 月 30 日 | 仮算定結果を国へ報告（全都道府県） |
| ○平成 29 年 1 月中旬 | 第 2 回目の納付金仮算定 |
| ○平成 29 年 1 月 31 日 | 第 2 回目の仮算定結果を国へ報告（全都道府県） |
| ○平成 29 年 2 月 | 「運営方針（原案）」道議会報告、市町村から意見聴取 |
| ○平成 29 年 3 月 | パブリックコメント |
| ○平成 29 年 5 月 | 北海道国民健康保険運営協議会から「運営方針（案）」
の答申 |
| ○平成 29 年 6 月 | 「運営方針（案）」道議会報告 |
| ○平成 29 年 7 月 | 「運営方針」決定、公表 |
| ○平成 29 年 10 月 | 納付金本算定 |